

平成 19 年 12 月吉日

お客様 各位

金融商品取引業者  
アクロスFX株式会社  
関東財務局長（金商）第 238 号  
（社）金融先物取引業協会 会員番号 1503

## 「月次報告書及び確定申告」について

### 月次報告書の注意点

- ・月次報告書の作成方法が 11 月分より変更になっております。  
従来は、月初 0 時から月末 23 時 59 分 59 秒までの取引を報告しておりました。  
変更後、月末締め時間を日々報告書同様のニューヨーククローズ（ロールオーバー）時間に変更しております。  
従いまして、12 月の月次報告書は、1 月 4 日午前 7 時までの取引が月次報告書の対象期間に含まれております。

### 確定申告の注意点

#### 平成 19 年度の弊社システムにおける確定申告について

所得税の課税対象期間は、1 月 1 日から 12 月 31 日の間に得た所得に対して課税されます。これは、「1 月 1 日 0 時 0 分～12 月 31 日 23 時 59 分 59 秒」までを指します。弊社月次報告書をもって確定申告の準備をされるお客様もおられますが、月次報告書ではロールオーバー時点での報告となっており、正確な申告対象額にはなりません。（2007 年度分は 2008 年 1 月 4 日午前 7 時 00 分 00 秒にロールオーバー）

月次報告書をもって申告される場合、次ページにお取引明細の例を掲載しましたが、2008 年 1 月 4 日午前 7 時 00 分 00 秒にロールオーバーした差引損益金と、1 月 1 日～1 月 4 日午前 7 時 00 分 00 秒までに決済して確定した差引損益分を除いた額で税務署へ申告くださいますようお願い申し上げます。

また、弊社ではお客様から依頼がありましたら証明書を発行しておりますのでお問合せください。  
お問合せ先は、弊社コールセンター（0120-21-9472 担当業務管理部）又はメールにて。

【例:お取引明細】

| 銘柄             | 新規  | 省略 | 決済  |                        | スワップ  | 損益金      | 手数料    | 差引損益     |
|----------------|-----|----|-----|------------------------|-------|----------|--------|----------|
|                | 区分  |    | 区分  | 成立日時                   |       |          |        |          |
| ***** 省略 ***** |     |    |     |                        |       |          |        |          |
| 米ドル/円          | ロール | 省略 | ロール | 2007/12/28<br>07:00:00 | 1,530 | -31,000  | 0      | -29,470  |
| 米ドル/円          | ロール |    | ロール | 2008/01/04<br>07:00:00 | 535   | -220,000 | 0      | -219,465 |
| 債券/円           | 新規  |    | 決済  | 2008/01/03<br>19:30:04 | 0     | 130,000  | 5,000  | 125,000  |
| 合計             |     |    |     |                        |       | 14,655   | 35,000 | 7,500    |

申告するには、 42,155 円から -219,465 円と 125,000 円を加えない額、  
つまり  $42,155 - (-219,465 + 125,000) = 136,620$  円が 12 月分の差引損益額になります。